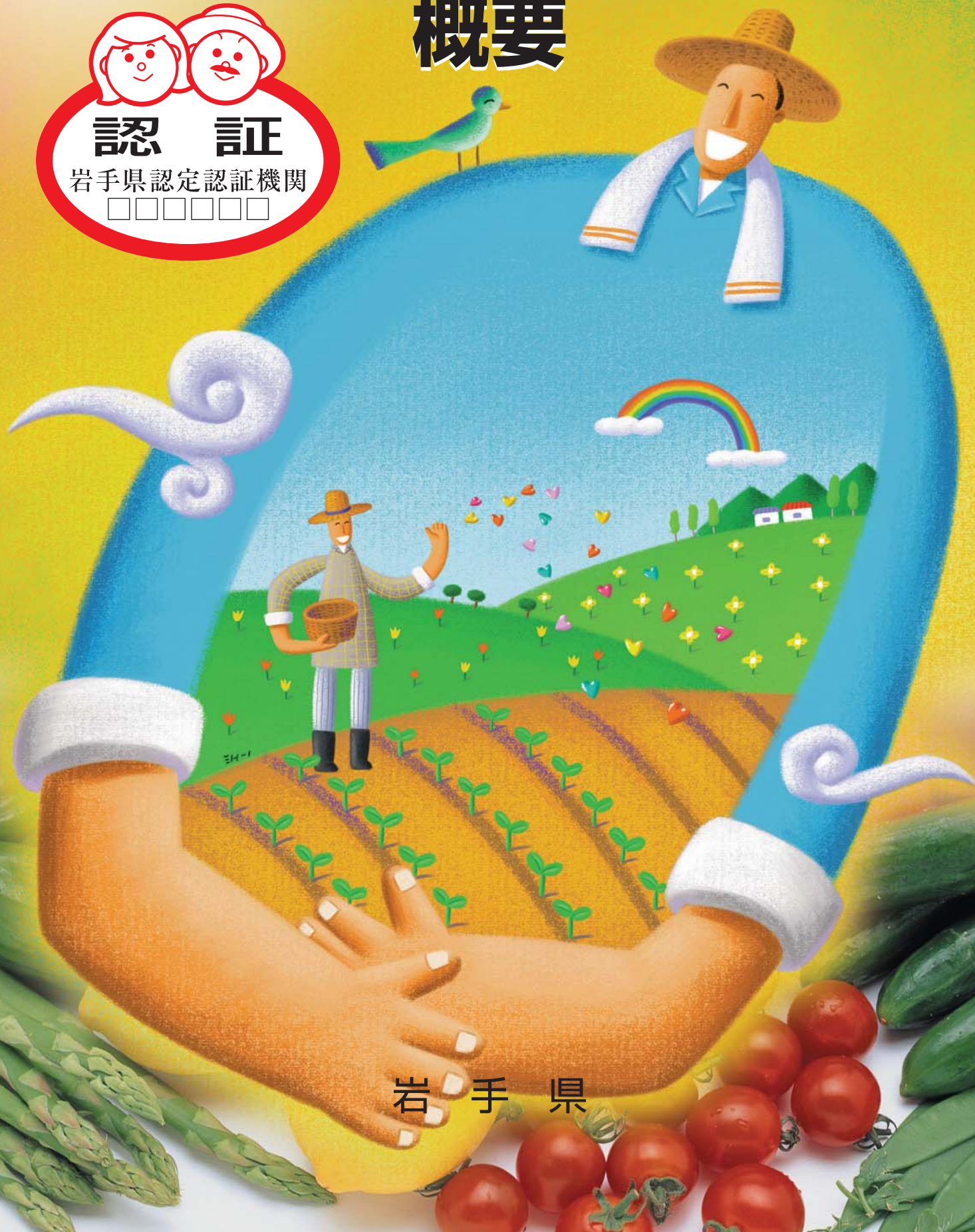


岩手県 特別栽培農産物認証制度の 概要



岩 手 県

特別栽培農産物認証制度とは

県内の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物の認証を行うことにより、県産農産物に対する消費者の信頼性の向上及び流通の円滑化を図ることを目的とする、通常の栽培方法に比べ農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らした農産物（特別栽培農産物）を対象とした認証制度です。



対象農産物

野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類等で乾燥調製したものであって、不特定多数の消費者に販売されるもの。

認証

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく、特別栽培農産物について認証を行います。

	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	特別栽培農産物		適用の範囲外
減化学肥料			適用の範囲外
慣行	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

特別栽培農産物:

※
化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行の50%以上減らして栽培された農作物

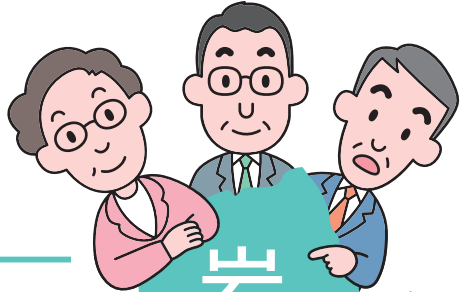
※慣行のレベルは、県が策定又は確認したものを節減割合の算定の比較基準とすることとなります。

認証のしくみ

生産者は、認証機関に認証申請を行い、栽培計画に基づいた農産物の栽培管理とその記録を行います。認証を受けた農産物には、認証マークを貼附して、出荷販売します。

認証機関は、申請内容を審査しその結果を生産者に通知します。また、栽培期間中に現地調査を実施し、その結果に基づいて、農産物の出荷前に認証を行います。





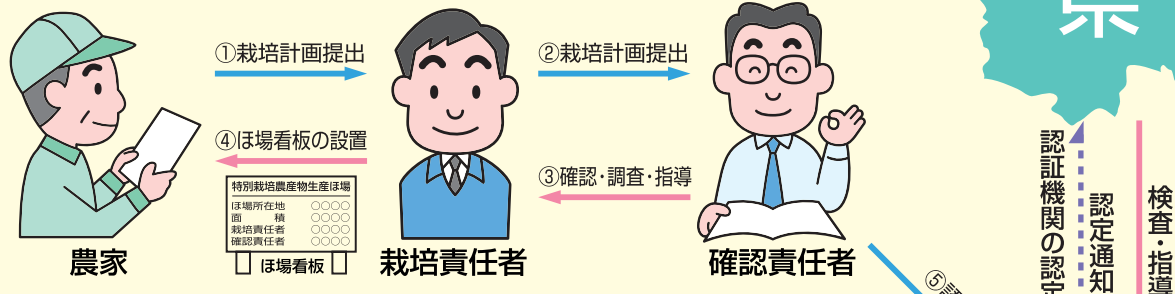
岩手県

認定報告・実績報告
認証制度運営協議

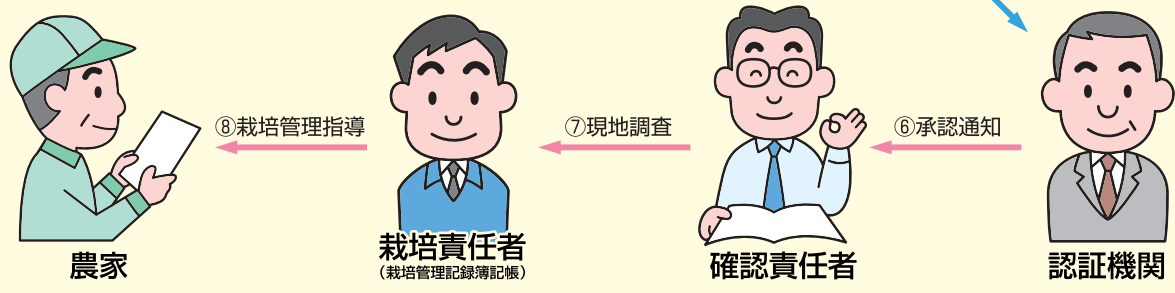
岩手県認証制度
運営委員会

指導

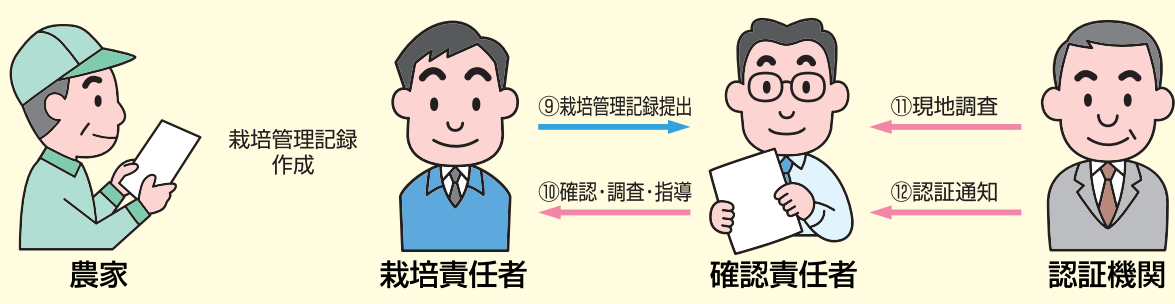
●生産の前に



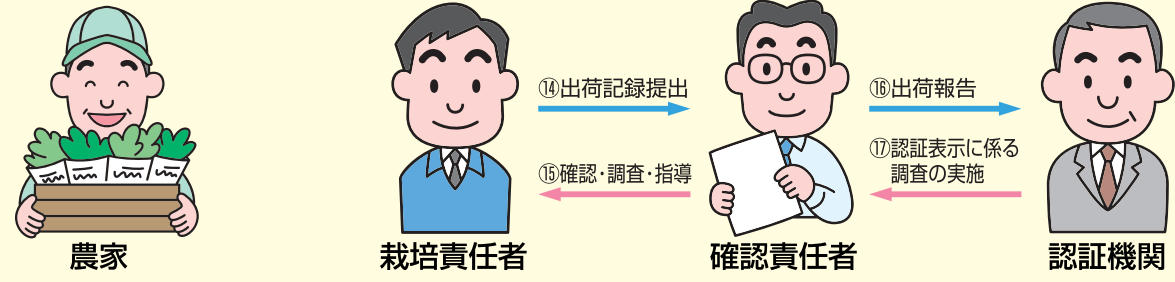
●生産



●出荷の前に



●出荷



生産者等承認報告書の提出

出荷実績報告書の提出

流通業者

販売



消費者

認証の表示

岩手県の認証マークと農林水産省ガイドラインに基づく表示を併せて行います。

表示例 1



認証マーク

(※□□□□には、認証機関名が入ります。)

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 農薬：栽培期間中不使用（食酢使用）
 化学肥料：当地比5割減（窒素成分）
 栽培責任者 ○○○○
 住所 ○○県○○町△△
 連絡先 TEL□□-□□-□□
 確認責任者 △△△△
 住所 ○○県○○町◇◇◇◇
 連絡先 TEL□□-□□-▽▽

化学肥料の使用状況

使用資材名	用途	使用量
▽▽▽	元肥	窒素4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素1kg/10a

表示例 2



認証マーク

(※□□□□には、認証機関名が入ります。)

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 化学合成農薬：○○地域比7割減（使用回数）
 化学肥料：栽培期間中不使用
 栽培責任者 ○○○○
 住所 ○○県○○町△△
 連絡先 TEL□□-□□-□□
 確認責任者 △△△△
 住所 ○○県○○町◇◇◇◇
 連絡先 TEL□□-□□-▽▽
 （農薬等使用状況）
<http://www.tokusai.../>

ガイドライン表示

化学合成農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

インターネットで
問い合わせ

詳しいことは、県農林水産部又は
お近くの地方振興局農政部、農林部、農業改良普及センターにお問い合わせください。



岩手県農林水産部流通課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 TEL.019-629-5732 FAX.019-623-0201